

学生の皆様へ  
教職員の皆様へ

## 鈴鹿医療科学大学 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対策マニュアル（第4報）

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の新規患者数減少が続いており、本学においても対面授業が開始されました。しかし、学生と教職員およびご家族の健康維持と安全な教育サービスの提供のためには、引き続き油断することなく、正しくマスクを装着するなどの徹底した感染防止対策を続行する必要があります。新型コロナウイルスおよびその感染症に関し、今まで不明であったことも一部ですが明らかとなりました。それらを参考に、新型コロナウイルス感染症対策マニュアル(第3.2報)を改訂し、第4報としました。なお、今後も、情勢に応じ本マニュアルを適宜改訂する予定です。なお、本マニュアルと公的機関(保健所や県など)の判断に差異が生じた場合は、原則として公的機関の判断を優先しますが、内容によってはその逆もあり得ます。

### 1. 基本事項

(1) 対象：学生が対象ですが、教職員もこれに準じます。

毎朝検温し、37.3度以上の発熱(平熱が37.3度以上の方は所属学科の担任へご相談ください)がある場合は、登校の必要性がある場合でも、所属学科の担任に報告のうえ、登校停止とします。その場合は公欠として取り扱います(学生要覧：公欠について、学校保健安全法第19条の出席停止に基づく感染症参照)。

- ・ 外出時はマスクを正しく着用し**不織布マスクの使用を強く推奨**、以下の文章においてもマスクは**不織布マスクを強く推奨**、施設内に入るときは手指消毒を励行してください。学内でも飲食時以外は、会話時も含め常にマスクを着用してください。
- ・ 友人等との会話もできるだけ少なくし、その際にもマスクは必ず双方ともに着用してください。
- ・ 施設内では“3密”にならないように注意し、飲食時や会話時の感染予防マナーを励行してください。
- ・ 当面の間、集団で行う会食は避けてください。また、朝食や昼食及び夕食に際し友人との会食も避けてください。会話をしながらの飲食で感染した事例が多発しておりますので、特に会話をしながらの飲食は止めましょう。やむを得ず会食しなければならない場合は、隣との距離(2m以上)を保ち、かつ会話をせずに短時間で済ませるように努めてください。その際には飲食時のみマスクを外し、黙食としてください。会話はしないでください。
- ・ マスクは正しく着用し、鼻と口を覆うようにして下さい。いわゆる鼻出しマスクは感染防御上の効果がありません。また、表裏に気を付けて下さい(マスク購入時の箱に絵が記されていることが多いので参考にして下さい)。
- ・ 今後、厚生労働省が提唱する「ワクチン・検査パッケージ」に基づく対策が行われます。「ワクチン・検査パッケージ」とは、ワクチン接種歴や遺伝子検査(PCRなど)あるいは抗原検査の結果をもとに、他者に二次感染させるリスクが低いことを示すしくみのことです(ただし、ワクチン接種記録や検査の陰性結果は、他者に2次感染をさせないことや自らが感染しないことの保証とはなりません)。

### 2. 新型コロナウイルス感染症を疑わせる症状が出た場合

- 新型コロナウイルスのPCR実施可能機関数が増加しておりますので、可能な限りPCR検査を受けてください。

(1) 対象：学生・教職員

新型コロナウイルスに関して、『PCR検査を受けていない場合』あるいは『PCR検査を受けて陰性であった場合』、または『新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者でない場合』のいずれかの場合、以下の対応に従います。

- 発熱(本マニュアルにおいて、発熱とは体温が37.3℃以上の状態としますが)がある方は、解熱した日を0日目として3日目から登校可とします(なお、解熱薬を服用した日は有熱日とします)。

(例) 解熱した日(0日目) 解熱後発熱なし⇒自宅待機

翌日(1日目) 発熱なし⇒自宅待機

翌々日(2日目) 発熱なし⇒自宅待機

翌々日(3日目) 発熱なし⇒登校可(外出可)

- 発熱以外の症状(咳、咽頭痛、喀痰、倦怠感)がある方は症状が消失した日を0日目として2日目から登校可とします。

(例) 症状が消失した日(0日目) 消失後症状なし⇒自宅待機

翌日(1日目) 症状なし⇒自宅待機

翌々日(2日目) 症状なし：登校可(外出可)

※ 学生は毎朝検温し、体調管理表の内容に沿って正しく記録してください。

※ 登校・出勤を開始した場合は、上記「1. 基本事項」を徹底してください。

※ 味覚または嗅覚異常が新たに出現した場合、学生は所属学科の担任へ、教職員は所属長へお知らせください(担任あるいは所属長は、健康管理センターまたは人事・厚生課までご連絡ください)。

### 3. 本人あるいは同居家族が新型コロナウイルス感染症と診断された場合

(1) 対象：学生

・医師によりあなたが新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、速やかに所属学科の担任に報告してください。この場合、授業がある場合は出席停止とし、公欠として取り扱います。公欠の開始日は、発熱等で登校を見合わせた日としますので、後日診断書を提出してください。

・同居家族に新型コロナウイルスの感染が確認された場合は、学生の登校は禁止しますので、医師安類は保健所等の指示に従ってください。

・登校停止期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触した日から起算して原則2週間とします。

・回復に伴う登校開始日、同居家族の感染が確認された場合の登校開始日等については、医師あるいは保健所等の指示に従うとともに、その都度状況を所属学科の担任に報告してください。

・登校開始日には、自宅待機期間の体調管理表を担任に提出してください。毎朝検温し、体調管理表の内容に沿って正しく記録してください。

・登校を開始した場合は、上記「1. 基本事項」を徹底してください。

(2) 対象：教職員

・医師によりあなたが新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、速やかに所属長および人事・厚生課に報告してください。この場合、出勤停止とします。

- ・同居家族に新型コロナウイルスの感染が確認された場合、本人の出勤は禁止しますので、医師あるいは保健所等の指示に従ってください。
- ・出勤停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触した日から起算して原則2週間とします。
- ・回復に伴う出勤開始日、同居家族の感染が確認された場合の出勤開始日等について、医師あるいは保健所等の指示に従うとともに、その都度状況を所属長および人事・厚生課に報告してください。
- ・保健所あるいは医療機関の許可があるまで、当該教職員は出勤停止となり、無症状の当該教職員は、ZOOM等を利用した遠隔授業を行う在宅勤務となります。ZOOM授業の実施については教務課と調整していただきます。
- ・出勤開始日には、自宅待機期間の体調管理表を人事・厚生課に提出してください。毎朝検温し、体調管理表の内容に沿って正しく記録してください。
- ・出勤を開始した場合は、上記「1. 基本事項」を徹底してください。

#### 4. 本人が濃厚接触者として特定された場合

##### (1) 対象：学生

- ・濃厚接触者として特定された場合は、速やかに所属学科の担任に報告してください。この場合、授業がある場合は出席停止とし、公欠として取り扱います。登校停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触した日から起算して原則2週間とします。後日登校した際に、公欠願を提出してください。
- ・保健所等から指示があった場合は、それに従ってください。
- ・登校開始日には、自宅待機期間の体調管理表を担任に提出してください。毎朝検温し、体調管理表の内容に沿って正しく記録してください。
- ・登校を開始した場合は、上記「1. 基本事項」を徹底してください。

##### (2) 対象：教職員

- ・濃厚接触者として特定された場合は、速やかに所属長および人事・厚生課に報告してください。この場合、出勤停止とします。出勤停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触した日から起算して原則2週間とします。
- ・保健所あるいは医療機関の許可があるまで、当該教職員は出勤停止となり、無症状の当該教職員は、ZOOM等を利用した遠隔授業を行い、当該職員は、在宅勤務となります。
  - ・保健所等から指示があった場合は、それに従ってください。
- ・出勤開始日には、自宅待機期間の体調管理表を人事・厚生課に提出してください。毎朝検温し、体調管理表の内容に沿って正しく記録してください。
- ・出勤を開始した場合は、上記「1. 基本事項」を徹底してください。
- 厚労省によれば、「濃厚接触者」とは、患者(確定例)の感染可能期間[COVID-19を疑う症状を呈した2日前から隔離開始までの期間]に接触した者のうち、次の範囲に該当する者とされておりす。
  - ・患者(確定例)と同居あるいは長時間の接触(車内・航空機内等)があった者
  - ・適切な感染防護なしに患者(確定例)を診察、看護もしくは介護していた者
  - ・患者(確定例)の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者

- ・ 手で触れることのできる距離(目安として1 m)で、必要な感染予防策なしに患者(確定例)と15分以上の接触があった者

## 5. 同居家族等が濃厚接触者として特定された場合

### (1) 対象：学生

- ・ 同居家族等が、濃厚接触者として特定された場合は、速やかに所属学科の担任に報告してください。この場合、授業がある場合は出席停止とし、公欠として取り扱います。同居家族等のPCR検査結果が「陰性」と判明するまでは、自宅待機とし、登校停止とします。後日登校した際に、公欠願を提出してください。
- ・ 保健所等から指示があった場合は、それに従ってください。
- ・ 登校開始日には、自宅待機期間の体調管理表を担任に提出してください。毎朝検温し、体調管理表の内容に沿って正しく記録してください。
- ・ 同居家族等のPCR検査結果が「陰性」であった場合は、登校を可能としますが、登校を開始した場合は、上記「1. 基本事項」を徹底してください。

### (2) 対象：教職員

- ・ 同居家族等が、濃厚接触者として特定された場合は、速やかに所属長および人事・厚生課に報告してください。この場合、出勤停止とします。同居家族等のPCR検査結果が「陰性」と判明するまでは、自宅待機とし、出勤停止とします。
- ・ 保健所あるいは医療機関の許可があるまで、当該教職員は出勤停止となり、無症状の当該教員は、ZOOM等を利用した遠隔授業を行い、在宅勤務となります。
- ・ 保健所等から指示があった場合は、それに従ってください。
- ・ 出勤開始日には、自宅待機期間の体調管理表を人事・厚生課に提出してください。毎朝検温し、体調管理表の内容に沿って正しく記録してください。
- ・ 同居家族等のPCR検査結果が「陰性」であった場合は、出勤を可能としますが、出勤を開始した場合は、上記「1. 基本事項」を徹底してください。

## 6. 授業形態について

### ■ 新型コロナウイルス感染症のクラスターが学内で発生した場合

- ・ クラスターが発生した授業に関連する学科・学年の授業(合同授業を含む)は、保健所のクラスター収束宣言ができるまで、ZOOM等を利用し遠隔で行います。ただし、クラスター発生状況がクラスターごとに異なることが予想されるため、個々の事例ごとに学長、副学長、当該学部長・学科長・専攻長、健康管理センター長、感染症危機管理チーム長、事務局長、人事・厚生課長、教務課長などで協議し、本学が方針を決定することがあります。
- ・ 保健所や医療機関あるいは本学の許可があるまで、感染者は登校停止とします。
- ・ 保健所の指示があれば、原則としてそれに従います。

### ■ 学生が新型コロナウイルスに感染したことが判明した場合(学内クラスターを除く)

- ・ 保健所や医療機関あるいは本学の許可があるまで、当該学生は登校停止とします。
- ・ 当該学生が所属していた学科・学年は、保健所の接触者調査が終了するまで、ZOOM等を利用

用した遠隔での受講となります。なお、保健所による接触者調査が行われない場合は、原則として、対面授業続行は可能となります。

・個々の事例ごとに学長、副学長、当該学生の所属学部長・学科長・専攻長、健康管理センター長、感染症危機管理チーム長、事務局長、教務課長などで協議し、本学が方針を決定することがあります。

■ 教職員が新型コロナウイルスに感染したことが判明した場合(学内クラスターを除く)

・保健所あるいは医療機関の許可があるまで、当該教職員は出勤停止となり、無症状の当該教職員は、ZOOM等を利用した遠隔授業を行い、在宅勤務となります。

・当該教職員が関係する学科・学年は、保健所の接触者調査が終了するまで、授業はZOOM等を利用して遠隔で行います。なお、保健所による接触者調査が行われない場合は、原則として対面授業続行は可能となります。

・当該職員が所属していた部署は、保健所の接触者調査が終了するまで、在宅勤務となります。

・個々の事例ごとに学長、副学長、当該教職員の所属学部長・学科長・専攻長、健康管理センター長、感染症危機管理チーム長、事務局長、人事・厚生課長、教務課長などで協議し、本学が方針を決定することがあります。

## 7. 学内実験・実習について

・動物を扱うことや試験管内反応を見る実習では、学生同士が近接する傾向があります。その場合でも大声で話すことなく、かつ短時間で実習が終わるように予習を行って実習に臨むことが重要です。また、指導教員は密を避けるように十分な指導と注意を行ってください。

・オンラインで効果的に実験・実習ができる場合は、DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進する意味でも、教員はZOOMを積極的に取り入れることも可能です。

## 8. 接触確認アプリについて

政府が接触確認アプリのダウンロードを勧めており、本学としても接触確認アプリの導入を推奨します。新型コロナウイルス接触確認アプリ COCOA は、陽性者と接触した可能性があることが通知され、通知を受けた場合、検査の受診等につながるサポートを迅速に受けられるというメリットがあります。

・接触者に該当した学生は所属学科の担任に、教職員は所属長と人事・厚生課に報告してください。

・保健所等から指示があった場合はその指示に従ってください。接触者に該当するが保健所等から特段の指示がない場合であっても、本学から何らかの指示がある場合は、その指示に従ってください。

## 9. 連絡について

発熱、せき、倦怠感、咽頭痛、頭痛、下痢、味覚・嗅覚異常など、新型コロナウイルス感染を疑わせる症状があれば、ワクチン接種・未接種にかかわらず、すぐに大学に連絡した上で、登校しないでください。そして、最寄りの医療機関または保健所に必ず相談してください。

・学生の場合は、所属学科の担任へ必ず連絡してください、体調管理表の確認サインに重要な

ります。担任と連絡が取れない場合は、教務課・白子教務課へ連絡してください。

※公欠を願い出る場合は「公欠願」と「体調管理表」を教務課・白子教務課へ提出してください。提出は治癒後登校した際に構いません。（添付する体調管理表には担任の確認済みサインが必要です）

・教職員の場合は、所属長および人事・厚生課へ必ず連絡してください。

# 判断困難例については、学生の場合は健康管理センターへ、教職員の場合は感染症危機管理チーム長または産業医へ、相談させていただきます。

## 10.換気

冬季は防寒具を着用してください。

### (1) ドア

- ・ 休憩時間、授業中ともに開放しておいてください。

### (2) 窓

- ・ 休憩時間中は開放してください。授業担当教員の指示に従ってください。
- ・ 授業中は閉鎖するが、授業開始から40分過ぎた頃に1回10分間開放し、換気を行ってください。

## 11.フェイスシールド

フェイスシールドは、顔面（主に眼球結膜と眼瞼結膜）に飛沫が付着することを防止する目的で使用します。授業形態が討論・発言を伴わないものでは、その着用を任意とします。

### (1) パーティションが設置されている場合

- ・ 学生同士が討論・会話しながら進行するものであっても、相互間にパーティションがあれば、フェイスシールドは着用しなくても可とします。

### (2) パーティションが設置されていない場合

- ・ 学生同士が討論・会話しながら進行する授業であれば、原則として、学生はフェイスシールドを着用してください。

※止むを得ない理由（着用により呼吸困難感が出現など）があれば、フェイスシールドは使用しなくても可としますが、常時、マスクは必ず着用してください。

以上

2021年11月1日

鈴鹿医療科学大学 学長

鈴鹿医療科学大学 防災・危機管理委員会 感染症危機管理チーム